

緊急事態解除宣言の発出に伴う町民の皆様へのお願いについて

令和2年5月29日

印南町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 印南町長 日裏 勝己

5月25日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国における緊急事態の解除が宣言されました。また、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとの方針が示されました。

これまで印南町では、印南町から「一人の感染者も出さない、出させない」ことを掲げ、感染拡大防止のため感染予防対策の徹底や行動等の自粛について、町民の皆様にご協力をお願いしてまいりました。皆様のご協力により、町内からの感染者はゼロ、また緊急事態宣言が解除されて以降、県内の新規感染者は発生していない状況であり、そのことが評価されこの度の解除に繋がったものと思います。心より感謝申し上げます。

これを受けて、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（和歌山県知事）から県民の皆様や事業者の皆様に、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、改めて必要なお協力をお願いがありました。

これまでの対応の基本としてきた3つの視点（安全な生活・安全な外出、他府県等への配慮、段階的に）を踏襲しつつ、外出の自粛やイベント開催などを段階的に緩和していくこととなりました。

このことを受け、印南町新型コロナウイルス感染症対策本部として、移行期間に伴う感染拡大防止への取り組みについても、今後も継続的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

皆さま一人ひとりの行動が、ご自身はもとより、ご家族や周りの人の命を守ることにありますので、ご理解ご協力の程よろしくをお願いします。

《町民のみなさまへ》

[.....主な改定部分]

（生活行動）

（1）安全な生活・安全な外出を

- ・ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染予防対策を心がけてください。
- ・ 感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所に外出してください。
- ・ 6月1日から、行楽や旅行など他府県等への移動の自粛要請は解除となります。ただし、6月18日までは、北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
の5都道府県（以下「5都道府県」という。）への行楽や旅行等の移動は、慎重な
対応をお願いします。

- ・ 政府から示されている新しい生活様式等も参考にしてください。
- (2) 密接はダメ 3密はもっとダメ
- ・ 人と人が密接な状態になることを避け、特に3密は絶対に避けてください。
- (3) 発熱等、体調が優れないときは
- ・ 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤や通学等であっても、決して無理をして外出しないでください。
- (4) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等を活用
- ・ 勤務先に、在宅勤務、時差出勤等の制度がある場合は活用してください。

(事業者の皆様へ)

(1) すべての営業自粛要請等が解除します

- ・ 6月1日から、「営業自体の自粛の法的要請をする施設」及び「特に強く県外からの受入れ自粛を依頼する施設」についての自粛要請等が全て解除します。

(2) 全業種でガイドライン等による感染予防の徹底

- ・ 営業を再開する業種をはじめ全ての業種で、県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いします。

《※感染拡大予防ガイドライン URL》

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>

(3) 発熱等、体調が優れない従業員への対応

- ・ 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、休暇を取得させてください。

(4) 新しいスタイルの働き方推進

- ・ 時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等を活用し、働き方を工夫するようにお願いします。

(5) イベントの開催

- ・ イベントの開催は、十分な感染防止対策を行ったうえで、「イベント開催誓言の段階的緩和の目安」を参考に、イベント等の態様や種別に応じた規模で開催してください。

(集団生活を行っている施設)

(1) 職員の感染防止対策と健康観察

- ・ 職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いします。

(2) 食事の提供は個別で

- ・ 食事については、ビュッフェスタイルではなく個別の盛り付けとしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

- ・ 施設内で発熱等の症状が出た場合は、速やかに嘱託医若しくは保健所に相談してください。

(4) 面会は、施設に入らない

- ・ 面会については、基本的には自粛をお願いします。どうしても面会の必要がある場合は、少なくとも施設内に入らないようにして対応してください。

(県外とどう付き合うか)

(1) 5都道府県への移動は慎重に

- ・ 6月1日から18日までの間、5都道府県への行楽や旅行等の移動は、慎重な対応をお願いします。

(2) 5都道府県から帰省・転勤された方へ

- ・ 6月1日から18日までの間、5都道府県から帰省や転勤された方には、引き続き2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡専用ダイヤル」による登録をお願いします。

(3) 5都道府県からの来客の受入れは控える

- ・ 6月1日から18日までの間、5都道府県は他都道府県への移動の自粛要請等を行っていることから、町民の皆さまも事業者の皆さまも、5都道府県からの訪問者の受入れは、控えていただきますようお願いいたします。

町民一人ひとりがご協力のお願いの趣旨についてご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自粛等を十分に周知していただきますようお願いいたします。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

【相談窓口連絡先】

相談先	連絡先
県庁健康推進課	【TEL】 073-441-2170 【FAX】 073-431-1800
御坊保健所	【TEL】 0738-22-3481 【FAX】 0738-23-3004
県庁帰国者・帰省者・ 転勤者連絡専用ダイヤル	【TEL】 073-441-2170 【FAX】 073-431-1800 【ネット】 https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L
商工観光労働総務課	【TEL】 073-441-2725 【FAX】 073-432-4409

